

令和7度 第2回松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会

日時	令和7年10月10日（金）午後2時00分
会場	松本市役所東庁舎3階 議員協議会室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会議事項

- (1) 令和7年度 休日部活動の移行状況について
- (2) 令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況
- (3) 地域移行マネジメント支援の業務報告について
- (4) 国が検討する「認定地域クラブ制度」等への対応について
- (5) まつチャレフェスタ！2025開催結果報告
- (6) これからの美術活動に関するアンケート調査結果報告
- (7) 平日の地域クラブ活動参加に伴う自転車の利用について

5 その他

6 閉会

令和7年度 部活動地域移行プロジェクト 体制表

●部活動地域移行検討協議会 9名（年4回開催）

役職	職名	氏名
会 長	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科准教授	新井 喜代加
副会長	市スポーツ協会事務局長	横内 俊哉
委 員	中学校長会代表（梓川中学校長）	中川 満英
	中学校長会代表（信明中学校長）	丸山 剛生
	P T A連合会副会長	大久保 秀樹
	P T A連合会副会長	池田 紫乃
	（株）松本山雅	柄澤 深
	芸術文化振興財団理事長	青山 織人
	松本市公民館長会（鎌田地区公民館長）	小嶋 和好

●部活動地域移行検討協議会参加メンバー 19名

役職	職名	氏名
オブザーバー	信州大学教職支援センター准教授、松本市教育顧問	荒井 英治郎
会 員	教育長	曾根原 好彦
	教育次長	赤羽 志穂
	教育監	山名 博夫
	教育政策課長	小西 えみ
	学校教育課長	内山 真由美
	生涯学習課長	廣田 圭男
	文化観光部長	小口 一夫
	文化振興課長	清澤 明子
	スポーツ部長	遠藤 隆政
	スポーツ事業推進課長	百瀬 博明
	スポーツ施設整備課長	輪湖 稔
	住民自治局長	甕 国人
	地域づくりセンター長	二木 玲子
事 務 局	市総括コーディネーター	幅 誠一郎
	指導主事	有賀 浩之
	課長補佐	降旗 基
	主査	竹内 賢
	主任	伊藤 貴浩

●協議会ワーキングメンバー 16名

所属課	職名	氏名
学校教育課	課長補佐	横山 盛雄
	課長補佐	堀金 孝志
	主事	篠田 大希
学校支援室	市総括コーディネーター	幅 誠一郎
	指導主事	有賀 浩之
生涯学習課	係長	上嶋 秀俊
	主事	寺社下 奈央
文化振興課	課長補佐	百瀬 学
	事務員	長坂 優衣
スポーツ事業推進課	係長	齋藤 康治
	主事	中島 涼奈
スポーツ施設整備課	課長補佐	内山 博司
	主査	左治木 佳奈子
事務局	課長補佐	降旗 基
	主査	竹内 賢
	主任	伊藤 貴浩

令和7年度 休日部活動の移行状況について

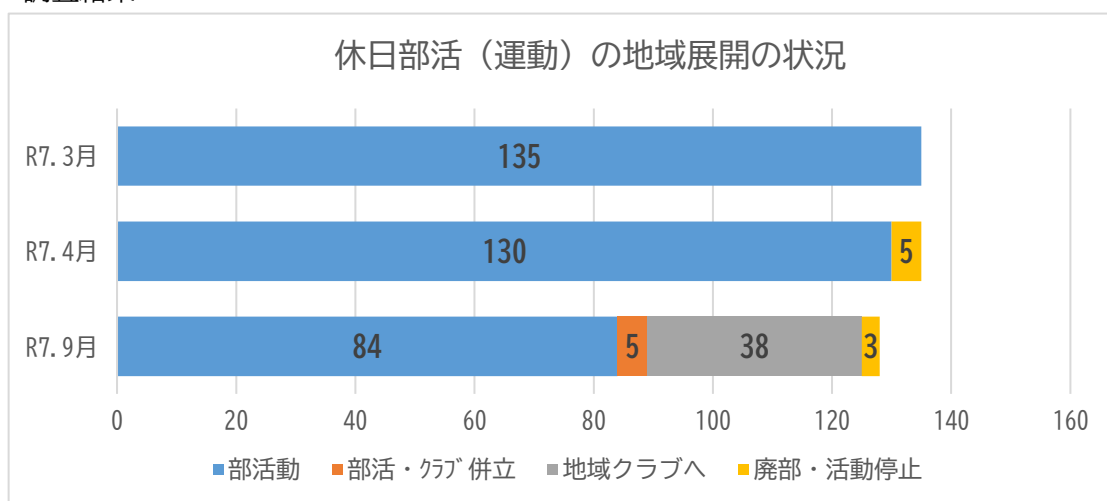
1 趣旨

令和7年度末に予定されている休日の学校部活動の地域移行に向けて、現時点での各学校における移行状況について整理し、報告するものです。

なお、本調査は、運動系については令和7年9月、文化系については同年10月に各学校へのヒアリングを実施した結果を取りまとめたものです。

2 運動系部活動の状況

(1) 調査結果



時点	部活動数	部活・クラブ併立	地域クラブへ	廃部・活動停止
R7.3月	135			
R7.4月	130			5
R7.9月	84	5	38	3
割合	64.7%	3.8%	29.2%	2.3%

(2) 現状のまとめと今後の見通し

ア 運動系の部活動における休日の地域展開は、**全体の約3割**となっています。

イ 夏季大会終了後の動き

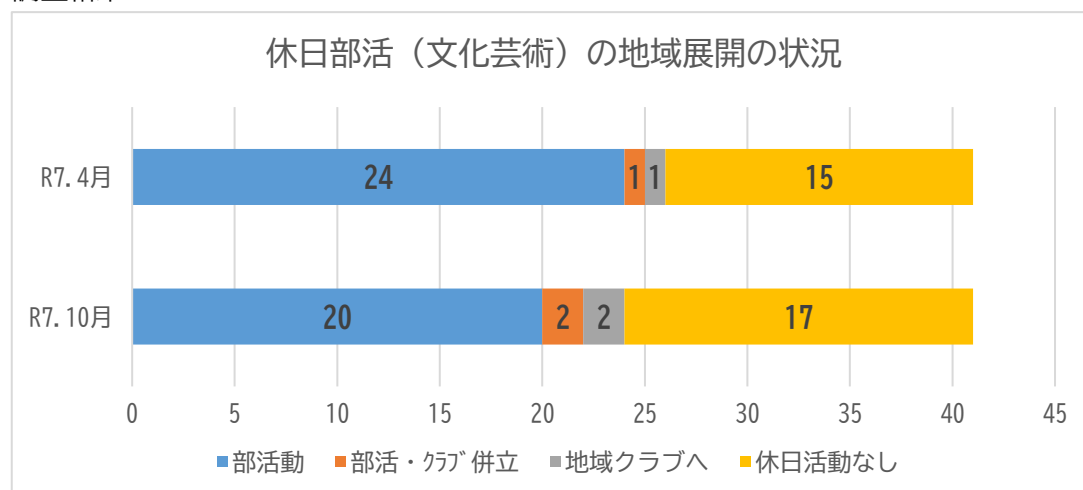
夏季大会終了を契機に、これまで学校単位で活動してきた部活動のうち、約3割が休日の地域クラブへと移行しています。これは、3年生の引退を区切りに、新たな体制へスムーズに移行できるという現場の判断によるものであり、今後、各競技の新人戦大会の終了に合わせて、さらに地域展開が進んでいくものと見込まれます。

ウ 部活動の廃止・停止の状況

3年生の引退に伴って部員数が大幅に減少し、継続的な活動が難しくなったため、今年度中に8つの部活動が廃止または活動停止となっています。生徒が参加できる受け皿を地域クラブなどでどのように確保していくかが、今後の重要な課題となっています。

3 文化系部活動の状況

(1) 調査結果



時点	部活動	部活・クラブ 併立	地域クラブへ	休日活動なし
R7.4月	24	1	1	15
R7.10月	20	2	2	17
割合	48.7%	4.9%	4.9%	41.5%

(2) 現状のまとめと今後の見通し

ア 文化芸術系の部活動では、**約5割が休日の活動を行っていません。**

イ 休日活動の現状

土日の活動を行わない部は17部あり、従来から美術部を中心に、土日の活動がない部が多く見られます（文化祭前の特別行事等は除きます）。

ウ 今後の地域クラブ化の見通し

吹奏楽部や合唱部については、来年1月に開催予定のコンクール（アンサンブル・重唱）が終了した後に、地域クラブへの移行を進める学校が多数あります。

これにより、文化芸術系部活動も今後徐々に地域展開が進むものと見込まれます。

4 今後の方向性

今後は、学校と地域クラブが連携し、生徒が希望する活動に参加できる環境の整備を進めていきます。運動系部活動では、夏季大会後や新人戦後など、移行のタイミングに応じて地域クラブへの移行支援を丁寧に実施します。文化系部活動では、休日活動を行わない部が多いため、移行時期の調整や生徒が活動できる受け皿の確保に重点を置き対応していきます。

あわせて、地域クラブの運営基盤の強化にも取り組みます。指導者の確保や会場整備、運営に関する伴走支援を着実に進めることで、円滑な地域展開を実現し、生徒一人ひとりが安心して希望する活動に参加できる体制の構築を目指します。

令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10									
No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応	対応完了日
			学	保	関				
1	市としての理念	松本市としてのビジョンを（しかるべき人から）示してほしい。休日部活動の移行という観点からだけでなく、松本市として、スポーツや文化の活動をどのように捉えているか示してほしい。この長期展望からR5（R6も）の地域クラブ活動の目指す姿（当面の完成形）を示してほしい。	○		○	学校教育課 スポーツ事業推進課 文化振興課 教育政策課	2023/10/1 ↓ 2024/3/31 ↓ 2024/4/9 ↓ 2024/9/25 ↓ 2024/10/4 ↓ 2024/11/30 ↓ 2025/2/7, 12 ↓ 2025/2/28 ↓ 2025/6/13 ↓ 2025/9/17	<2023/10> 国のガイドラインにおいても、各自治体における推進計画の策定が示されているため、今年度を目途に推進計画を策定し、目指す姿の周知を図ります。 <2024/2> 推進計画を2月に策定し、概要版も作成しました。 <2024/4> 小中学校の児童生徒、保護者に対して地域移行のリーフレットを作成し校務支援ツールから配信しました。 <2024/9> ・9月からまつチャレ通信を定期発行し、校務支援システム（C4th home&school）で配信しました。 ・9/25の市長定例記者会見で、松本市における今後の移行方針等を説明しました。 <2024/10> 市の公式Youtubeチャンネルにて、部活動の地域移行の内容を配信しました。 <2024/11> 市長と市民が懇談する多事争論会において、部活動の地域移行について、移行スケジュールや支援策などを説明しました。 <2025/2> ・市の公式YouTubeチャンネルにて、部活動の地域移行について市長との対談動画を2本配信しました。 ・広報まつもと3月号の巻頭特集で部活動の地域移行に関する記事を掲載しました。 <2025/6> ・FM長野の朝の情報番組で、松本市の部活動地域移行の状況についてインタビュー番組が放送されました。 <2025/9/17> ・市長定例記者会見にて、地域展開に向けた松本市の取組みとまつチャレフェスタ！2025の開催について配信しました。	
2	推進日程	本当に部活動の移行は行われるのか。いつから部活動がなくなる、ということ を明言してほしい。覚悟が決まらない。令和8年度の移行に向けて、令和5年度は何をするのか。具体的なスケジュールを示してほしい。	○			教育政策課 学校教育課	2023/10/1 ↓ 2024/9/9 ↓ 2025/6/16	<2023/6/15> ・松本市議会6月定例会の一般質問において、令和7年度末までに地域移行を完了する旨答弁しました。 ・具体的なスケジュールについては、現在作成中の推進計画策定後（2月頃）に提示します。 ・推進計画に、休日部活動は令和7年度末までに、平日部活動は令和8年度に移行することを目指して取組みを進めていくことを明示しました。 <2024/9/9> ・地域移行の情報紙「まつチャレ通信」を刊行し、9月号に各学年に応じた移行スケジュールの表を掲載しました。 <2025/6> ・松本市議会6月定例会の一般質問において、地域移行の完了時期に関する質疑があり、松本市は計画を変更せず、令和8年度末の完全移行を目指して取組むと答弁しました。	
3	協議会	協議会の議論の様子を定期的に共有してほしい。何が決まって、何が課題点なのかについて、現場レベルでは情報が無い。校長会・教頭会等で教えてほしい。	○	○	○	教育政策課 学校支援室 スポーツ事業推進課	2023/6/30 ↓ 2023/10/1 ↓ 移行完了まで	<2023/6/15> 市ホームページに協議会のページを作成し、会議資料をアップロードしました。 <2023/7/19> 野球合同部活動の状況について校長会に説明しました（オンライン）。 <2023/10/10> 市長記者会見にてモデルケースの進捗状況等について報告しました。 市HP内に部活動地域移行のまとめサイトを作成しました。 <2023/10> 校長会の幹事会及び校長会の中学校部会において、進捗状況を報告しました。 <2023/12> 公民館長会にて、地域移行の概要について説明しました。 <2024/1> 校長会幹事会及び校長会において、進捗状況を報告しました。 <2024/4> 校長会幹事会及び校長会において、今年度の予定を報告しました。 <2024/8> 校長会幹事会及び校長会において、まつチャレ通信の発行、ロゴマークの募集について報告しました。 <2024/9> 校長会幹事会及び校長会において、アンケートの実施、ICTを利用した地域移行支援アプリの実証について報告しました。 <2024/12> 校長会幹事会及び校長会において、12月22日に開催する部活動の地域移行説明会の実施について案内しました。 <2025/1> 校長会幹事会及び校長会において、学校解放事業の見直しについて報告しました。 <2025/4> 校長会幹事会及び校長会において、今年度の予定を報告しました。 <2025/8> 校長会幹事会及び校長会において、これからの美術活動に関するアンケート調査の実施について報告しました。 <2025/9> 校長会幹事会及び校長会において、平日の地域クラブ活動参加に伴う自転車の利用について報告しました。	
4	協議会	どのようなルートで情報は周知され、どこが課題点を検討するのか。どこが何を するのか、という協議会の持ち方を明らかにしてほしい。	○	○	○	教育政策課	2023/6/30	<2023/8/1> ・関係者会議で各課の課題を協議し、移行検討協議会で承認いただいた後、市ホームページや各種説明会等での周知を行います。	2023/8/1

令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10								
No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応
			学	保	関			
5	指導者	希望する教員が地域クラブ指導者となり、希望しない教員が関わらないで済む体制をお願いしたい。	○	○		学校教育課	2024/3/31 ↓ 2024/10/9 ↓ 2024/11	<2023/7/28> 学校関係の協議会参加委員から校長会を經由して各校へ周知します。 <2024/1> 校長会において、学校側の地域移行の具体的な進め方について説明し、今後、兼職兼業を希望する教員がどのように関わっていか提案しました。 <2024/10> 市PTA連合会主催の説明会に出席し、部活動地域移行の説明の中で、原則、兼職兼業届けは希望する教職員のみで、強制されるものではないことを説明しました。 <2024/11> 各学校の吹奏楽部保護者会において、吹奏楽の地域移行の目指す姿等を説明するとともに、現在の顧問に対して、兼職兼業の意思確認をしました。
6	競技会等の在り方	中体連以外の競技会運営にも教員が関わっていたが、今後、指導を希望しない教員が増えることが予想される。運営スタッフの不足を補充するアルバイト等を募集すれば、結果的に参加費の高騰を招く可能性がある。競技会等の在り方を検討する必要があるのではないか。	○	○		スポーツ事業推進課	2023/12/1 ↓ 2025/6/30	<2023/11> 地域移行プロジェクトチーム会議で、大会の運営体制の在り方等について、各競技団体へ検討をお願いしていきます。 <2025/6> まつチャレ通信6月号で、中体連の最新情報について、中信中体連理事長のインタビュー記事を掲載しました。
7	地域クラブ活動の在り方	地域クラブ活動のガバナンスを担保する必要がある。指導者のハラスメント、異なる学校間で集まる生徒間のトラブルについても学校ではなく各地域クラブ活動で対応する必要がある。	○	○		スポーツ事業推進課 学校教育課	2024/12/1 ↓ 2025/2/14 ↓ 2025/9/23	<2023/10> 指導者向けの研修会について、令和6年度の開催を検討しています。 <2024/6> 今年度はプロスポーツクラブのコーチによる指導者研修や教育委員会による教育的意義についての研修を実施する予定です。 <2025/2> 部活動の教育的意義に関する研修や女子生徒への理解と支援等に関する指導者研修を実施しました。 <2025/9> ・9月20日に指導者研修会「スポーツけが予防」を実施しました（信大医学部：師田先生） ・9月23日のまつチャレフェスタ！2025で、地域クラブ運営セミナーを開催し、プラスサイン様の宮城氏より、地域クラブの運営リスクについて説明を行いました。
8	地域クラブ活動の在り方	レクリエーション志向の種目などをはじめ多様な種目を体験できる地域クラブ活動が活発になるよう期待したい。	○	○		教育政策課 スポーツ事業推進課 文化振興課 生涯学習課	2023/12/1 ↓ 2025/2/28 ↓ 2025/3/29 ↓ 2025/9/23	レク志向、競技志向については、各団体の活動方針によりますが、今後地域クラブ団体の一覧表を作成するにあたっては、クラブ団体にヒアリングを行い、表中に掲示できるよう検討します。 <2024/1> 中学生の受入れが可能な団体一覧を作成し、市ホームページに公開するとともに、学校と保護者の連絡ツール（C4th home&School）にて、情報配信を行いました。 <2024/9> 第2回中学校部活動地域移行プロジェクトチーム会議にて、中学生の受入れが可能な団体一覧を、より視覚的に紹介する「団体カタログ（仮）」の作成を提案し、現在募集中です。 <2024/11> 団体カタログのレイアウトや、まつチャレ団体一覧の入力フォームとの統一について、関係課及びスポーツデータバンクと調整しました。 <2025/2> 団体カタログの名称を地域クラブガイドに変更し、第3回中学校部活動地域移行プロジェクトチーム会議にて様式を報告しました。また、未登録の団体にも追加で情報提供いただくよう募集案内を周知しました。 <2025/3/29> アーバンスポーツ体験会を開催し、約70名が参加しました。 <2025/9/23> まつチャレフェスタ！2025を開催し、約800名が参加しました。

令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10									
No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応	対応完了日
			学	保	関				
9	指導者の質	教員が大切にしてきた生徒個人の特性等に応じた指導は、これからも重要である。子どもと接する機会の少ない地域クラブ指導者の質を向上するために研修の機会が必要である。市として研修会を確保してほしい。	○	○		スポーツ事業推進課 学校教育課	2024/9/30 ↓ 2025/2/14	<2023/4/1> ・本年度から、指導者の質・量の確保を目的に、公認スポーツ指導員資格者の取得に係る経費について補助金交付を行っています（令和5年度実績 コーチ1：7名、スタートコーチ：1名） ・また、指導者向けの研修会について、令和6年度の開催を検討しています。 <2024/6> 今年度はプロスポーツクラブのコーチによる指導者研修や教育委員会による教育的意義についての研修を実施する予定です。 <2025/2> 部活動の教育的意義に関する研修やプロスポーツクラブによるコンプライアンス研修等を実施しました。	
10	指導者の量	教員が「休日だけでなく、平日も指導に関わりたくない」という意思を表明する状況が予想される。休日も、まして平日の地域クラブ活動の指導者を確保することは困難である。一方で子どものスポーツや文化の活動の衰退は避けるべき。指導者を安定的に確保できる体制を手当てを含めて検討し、整えてほしい。持続的に関わることでできる指導者を確保するために人材バンク等の検討をお願いしたい。	○	○		教育政策課 スポーツ事業推進課	2024/9/30 ↓ 2025/3 ↓ 2025/6	人材バンクについては、県教委が設置しているケースがほとんどですが、今後も県の動向や他の先進自治体の状況等も参考にしながら、よりよいマッチング方法について研究していきます。 市の職員が、平日の勤務時間内に地域クラブの指導者を希望した場合に、職免の対応が可能か、検討していきます。 <2024/6> 今年度、マネジメント支援業務委託の中で、指導者の人材バンクの仕組みについても検証する予定です。 <2024/9> 9/30にまつチャレサポートデスクを開設し、指導者人材バンク登録を開始しました。 <2025/3> 指導者人材バンクの登録者数は13人です（3/11時点） <2025/6> 指導者人材バンクの登録者数は17人です（6/23時点）	
11	指導者の量	国は教員に支給されてきた教員調整額の見直しを図っているようだが、今後残業代が支払われることで、教員が平日の時間外に部活動指導を担うという方針があるのか。国の動向を教えてください。	○		○	学校教育課	2025/3/31	国の動向を確認し、状況に応じて周知いたします。	
12	会費	地域クラブ活動への移行は、低廉な部費から高い月謝を支払うことへ転換されることが予想され、「やってみたい」活動を行えない生徒が一定数生じることが考えられる。低廉な月謝となるよう補助を検討いただくか、低廉な月謝となる地域クラブ活動を創設してほしい。そうでないと、スポーツや文化活動の衰退を招きかねない。	○			教育政策課 スポーツ事業推進課	2025/3/31 ↓ 2025/7	地域クラブの会費は可能な限り参加しやすい金額を設定することを推奨します。なお、経済的理由によって参加を諦めることがないよう、市では就学援助対象世帯に必要な支援を検討します。 <2025/7> スポーツ庁の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第2回）以降、地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について議論されており、令和7年秋～冬頃、費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめが公表される予定です。	
13	送迎	今まで通学する中学校で練習が行われてきた。地域クラブ活動では活動場所は遠方になる可能性がある。周回バスなどにより、「やってみたい」を続けられるシステムを検討してほしい。			○	公共交通課	2025/3/31 ↓ 2025/5 ↓ 2025/9	・通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。 ・市の公設民営のバス路線等の活用を検討していきます。 <2025/5> ・自転車通学の要件緩和について、一部の学校で先行実施を開始しました。 <2025/9> ・ 平日の地域展開を見据え、全校に対し自転車通学の要件緩和についての検討を依頼しました。	
14	産学官の連携	体育館や文化施設を有する一般企業や、スポーツ関連企業、あるいは、近隣大学との連携により、地域に根ざすスポーツや文化の活動を醸成してほしい。	○			スポーツ事業推進課	2025/3/31 ↓ 2025/4 ↓ 2025/9/23	<2024/10> 指導者人材バンク登録では、学生も随時募集していますので、今後大学等へ周知していきます。 <2024/9> <2025/4>（情報） 県教育委員会と松本大学スポーツ健康学科の新井ゼミ・本間ゼミが連携し、スポーツの指導者を養成する実証事業として「地域クラブ活動ゼミナール」を始めました。 <2025/9/23> まつチャレフェスタ！2025では、松本大学、松本青年会議所、株式会社アルペン、信州キッズスポーツ協会の協力を得て、イベントを実施しました。	
15	第3者機関	部活動であれば、生徒間のトラブルや顧問の不適切な対応は、学校や教育委員会が指導管理してきた。今後地域クラブ活動を管理し、指導する機関が必要になるのではないか。		○	○	スポーツ事業推進課 文化振興課 生涯学習課 教育政策課	2025/3/31	適正な地域クラブ活動が実施されるよう、市が適宜、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言・指導を行います。 <2024/9> 9月議会的一般質問において、子どもの権利を侵害する事案に対し、権利条例に基づく調査を「こころの鈴」と連携して実施することを答弁しました。 <2024/12> 12月議会的一般質問において、責任の主体は地域クラブが担うこととなるため、市としてはスポーツ安全保険の加入をクラブに対して求めることとし、生徒間で生じたトラブルに関しては、学校や教育委員会が連携して対応することを答弁しました。また事案によっては「こころの鈴」が相談窓口となっており、関係機関につなぐ対応を行うことを、改めて説明しました。	
16	保険	地域クラブ活動への加入に際しては、子どもや指導者の怪我や事故への保障をカバーできる学校の共済保険と同等の保険への加入をお願いしたい。	○			学校教育課 スポーツ事業推進課 文化振興課 生涯学習課	2024/9/30	<2023/7/5> ・学校を由来とする地域クラブ活動に対しては、スポーツ安全保険への加入を推奨しています。 <2023/7/5> ・スポーツ安全協会に保険の案内用パンフレットの送付を依頼しました。 <2024/9/30> まつチャレの届出要件に、保険の加入についても明記しました。	
17	施設・用器具	地域クラブ活動が学校施設を借りられないと活動できない。中学生が所属する団体には学校施設の優先利用をお願いしたい。そのための学校開放を検討してほしい。その際、校舎に入らなくてもよい外トイレの充実や、ナイター整備も検討願いたい。また地域施設も同様に検討願いたい。	○			学校教育課施設担当	2025/3/31 ↓ 2026/3/31	学校施設の優先利用を検討します。また、体育館トイレが外部から使用できるよう検討します。ナイター設備は、地域住民との調整や費用も多額にかかるので、整備に時間がかかります。既存の施設の利用をお願いします。 <2025/1/29> 学校体育施設開放事業の見直しについて、学校開放管理指導員会で報告しました。	
18	施設・用器具	たとえば吹奏楽では、楽器を保管でき、素早く練習を行うことのできる学校の音楽室の利用が期待される。この場合、地域クラブ活動が利用できる学校開放の在り方が求められる。具体的には、地域指導者が利用可能となるよう施設等の在り方を検討する必要がある。			○	学校教育課施設担当	2025/3/31 ↓ 2026/3/31	学校職員以外の人が校舎の中に入れるよう、機械警備の方法を検討します。 <2025/2/28> 梓川中学校体育館で、スマートキーの実証実験を開始しました（施設予約システムとAPI連携してLINE経由でセキュリティキーを送信し、キーボックスを開錠する仕組み）。	

令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10									
No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応	対応完了日
			学	保	関				
19	施設・用器具	平日や休日の学校施設開放に学校が関わらない仕組みを作ってほしい。	○	○	○	学校教育課施設担当	2025/3/31	学校施設の管理責任の観点から、全く関わらない仕組みの実現は困難です	
20	施設・用器具	部活動では消耗品や備品として整備され利用できた用器具（デジタルタイマーやボール、楽器など）を地域クラブ活動は利用可能か。利用できる体制が必要だと思われる。	○			学校教育課施設担当	2025/3/31	サッカーゴールやバレーボールの支柱等は従来どおり貸出します。ボール等の消耗品は、クラブで用意していただき、デジタルタイマーや楽器の貸出しは学校と協議していきます。	
21	指導方針	当面、平日と休日とで異なる指導者が指導するため、指導の方向性が異なると混乱する可能性がある。またどちらの団体で大会に出場したらよいかを迷う。	○	○	○	スポーツ事業推進課	2025/3/31	<2023/11> 大会への出場については、所属クラブの選択と同様に、子どもたちの主体的な選択として、自分で判断し決めてもらうものです。	
22	兼職兼業による指導の混乱	兼職兼業が許可された教員が、平日は部活動の野球を指導し、休日は地域クラブ活動のサッカーを指導している。休日に中体連大会と地域クラブ活動の大会とが重なった場合、どちらを優先する必要があるか。本務は学校であることから部活動を優先することは理解しているが、一方で地域クラブ活動の醸成を目指す際には、この問題がクリアにならないと足かせになる。可能であれば、このような問題をクリアするために休日のみならず平日の部活動の廃止を検討してほしい。	○	○	○	学校教育課	2025/3/31	平日の部活動については、大会の出場要件や種目、地域の実情によっても移行状況が異なるため、令和8年度以降、準備が整い次第移行することを目指して取り組みます。	
23	特色ある地域クラブ活動	活動自体を楽しむレクリエーション志向の地域クラブ活動を増やしてほしい。競技志向すぎると入ることにハードルが高くなると思われる。様々な活動を整備してほしい。	○			スポーツ事業推進課 生涯学習課 文化振興課	2025/3/31	レクリエーション志向のものも含め、受け皿となる団体との調整を進めているところです。	
24	地域クラブ活動の在り方	新規に地域クラブ活動の団体を設立したいが、どうしたらよいだろうか。	○	○		スポーツ事業推進課 生涯学習課 文化振興課	2024/9/30	<2023/8/8> ・地域クラブ設立に伴う具体的な要件等について、担当課で詳細を検討しています。 <2023/10/23> 教職員向けの現行部活をクラブ化する場合の流れについて案を作成し、校長会の中学校部会において説明しました。 <2024/6> 松本市地域クラブの要件を本年度定める予定です。策定次第、地域クラブの登録方法等を広報等で周知いたします。 <2024/9> 9/30に開設したまつチャレサポートデスクにて、新規クラブ立ち上げのための相談を受け付けます。	
25	部活動の在り方	学校は、今後入学する生徒数を勘案して、部活動の存続や他校への委任指導、合同部活動など、部活動の在り方を検討しはじめてよいか。部活動を廃部とすれば、他の部活動の人数が増える偏りが生まれる可能性もある。同様に他校との調整を図る必要はないか。学校として動きたいが、どのように動いたらよいか教えてほしい。この検討の際、学校間のみならず競技協会、中体連等との連携をお願いしたい。また拠点校部活動についても同時に検討願いたい。	○		○	学校教育課	2023/12/1	<2023/7/5> ・今後の入学者数を長期的に捉えて、部活動数の適正化を図る必要があります。委任指導や合同部活動を許可する校長会が主導することとなります。 ・拠点校部活動はあくまで部活動の枠組みとなるため、本市では実施を検討していません。拠点校を構成したとしても、地域移行を進めるために、その拠点校の地域移行を再度検討する負担が生じます。また拠点校部活動を指導する指導者は、異動が前提となる学校職員であることを考えると、持続的に関わることでできる指導者を確保できない可能性があります。また指導を希望しない教員が指導を行わざるをえない可能性も払拭できないものと思われます。	2023/7/5
26	県の財源	休日の部活動には、部活動手当が支給されていた。地域移行が進み、顧問が指導しなくなれば、県はこの財源をどのように活用していくのか。この財源が地域クラブ活動への補助となるか。	○		○	教育政策課	2026/3/31	<2023/8/1> ・部活動手当とは関係なく、国として地域クラブ活動への新たな補助制度を検討しているようですが、詳細は未定です。	
27	地域特性	山間地の部活動をどのように移行するのか。山間部の学校の生徒の「やってみたい」を実現するために、送迎の問題を含めて検討してほしい。	○	○	○	教育政策課	2026/3/31	山間地においては、移動に要する時間的なロスが大きい（特に平日）、ICTを活用したリモートコーチング等も視野に検討していきます。 <2024/6> 本年度、ICTを活用した指導（AIスマートコーチ）について実証を行います。 <2025/10> 本年度、四賀地区でオンラインによる遠隔指導（ダンス）の実証事業を開始する予定です（長野県教育委員会の事業）→現在、調整中	
28	地域クラブ活動の在り方	様々な事情を抱えた子のフォローなど、学校が関与せずに行える仕組みを構築してほしい。	○			学校支援室 スポーツ事業推進課	2026/3/31	ご指摘のとおり、経済的事情や家庭環境、特別な支援が必要な子どもたちが活動に参加できる仕組みを整えることは非常に重要だと考えております。地域クラブへの移行にあたっては、学校がすべてを担うのではなく、クラブの運営団体や地域の支援、行政が連携しながら、必要に応じたフォロー体制を構築していきます。 具体的には、参加費負担の軽減や、移動や活動参加に不安を抱える子どもへのサポート体制を整えていきます。学校の関与を最小限にとどめつつ、地域全体で子どもを支える仕組みを作ることを目指していきます。	
29	指導者	ボランティアでは継続性がない。兼業兼職の謝金は市でなんとかしてほしい。	○			学校教育課 教育政策課	2026/3/31	地域クラブの指導者はボランティアを前提とせず、必要な謝礼を受け取りながら活動の継続性を高めることが必要と考えます。移行期間中の謝金については、国および県の動向を確認しながら、検討していきます。	
30	市としての理念	種目、場所、時間を子どもが選択できるが、選んだ責任は選んだ側にあること（自己責任）であることを市からしっかり保護者に説明してほしい。	○			学校支援室 スポーツ事業推進課 文化振興課	2026/3/31	市としては、クラブの仕組みや活動条件について丁寧に説明するとともに、選択の結果に伴う責任についても、保護者説明会や案内文書等を通じてしっかりと周知していきます。あわせて、安心して選択できるように情報提供や相談体制を整え、保護者が理解・納得したうえで活動を選ぶ環境づくりを進めていきます。	
31	市としての理念	地域移行について、全ての種目の保護者に保護者説明会を開いてほしい。	○			学校支援室 スポーツ事業推進課 文化振興課	2026/3/31	<2024/1> 学校からの要請に応じ、順次保護者説明会にて地域移行の説明を実施しています。	

**令和7年度
第2回 部活動地域移行検討協議会
2025年10月10日（金）**

地域移行マネジメント支援の業務報告について

スポーツデータバンク株式会社

01 まつチャレサポートデスクの対応状況

● 各種フォーム対応状況

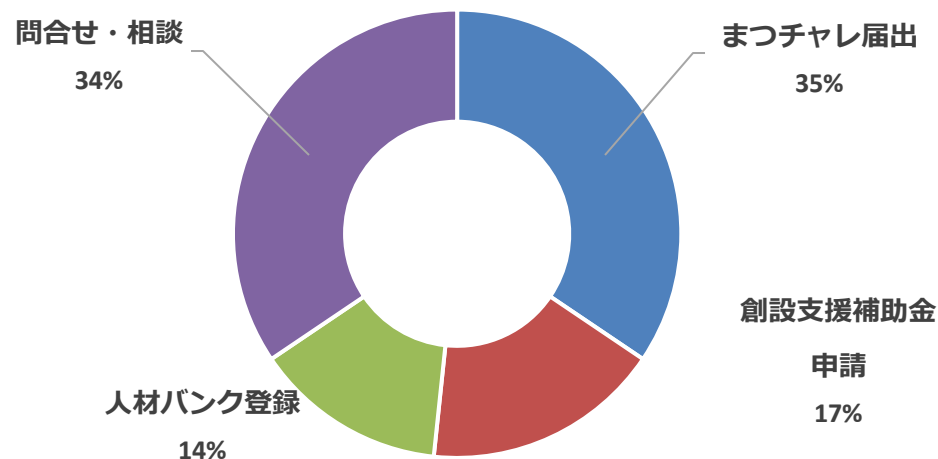
● サマリー

開始日	2024/09/30
集計日	2025/09/30
受付総数	180 (+26)

[受付内訳]

まつチャレ届出	62 (+5) スポーツ : 55 (+3) 文化・芸術 : 7 (+2)
松本市地域クラブ創設支援補助金申請	31 (+4)
人材バンク登録届出	25 (+7)
お問合せ・ご相談 ※初回フォームに限定	62 (+10)

各種フォーム受付内訳



人材バンク登録内訳

種目	人数	種目	人数
野球	1	ラグビー	1
卓球	1	洋裁	1
サッカー	2	書道	2
バレーボール	2	空手	1
マウンテンバイク	1	吹奏楽	1
バスケットボール	1	美術・工芸	1
テニス	1	陸上競技	1
バレーボール	3	合唱	1
剣道	1	映画制作	1
アカペラ	1		

01 まつチャレサポートデスクの対応状況

● まつチャレ検索機能の追加（2025/9/30～）

クラブ種目

すべて

すべて
— スポーツ
✓ — サッカー
— サッカー(女子)
— スポーツクライミング

月会費

指定なし

指定なし
✓ ~3000円以下
~6000円以下
6000円以上

Q まつチャレを探す

Q その他の条件を閉じる

クラブ種目・月会費で探す

Q 該当クラブチーム数

検索結果候補件数 54件

Q 該当クラブチーム数

検索結果候補件数 2件

その他の条件を追加

対象学生の条件

☐ 小学生のみ ☒ 中学生のみ ☐ 小学生・中学生どちらも

対象学生の性別

☐ 男性のみ ☐ 女性のみ ☐ 男性・女性どちらも

クラブ志向の条件

☐ レク志向 ☐ 競技志向 ☐ レク志向・競技志向どちらも

Q まつチャレを探す

Q クラブ名で探す

※クラブ名や活動場所などを入力して検索することができます

Q まつチャレを探す

検索結果 2件

サッカー 月会費 ~3000円以下 中学生のみ

再検索する

まつチャレ一覧

クラブ名	種目	場所	代表	定員
MEIZEN FC	サッカー	(休日・平日同じ) 明善 中グラウンド	木下 隆司	30人程度
FC Matsumoto Central	サッカー	[平日] 清水中・開成中 [休日] 清水中	藤田 典彦	50人程度

● 運営ハンドブック（作成中）

まつもと子どもチャレンジクラブ

運営ハンドブック

2025年9月
ver.1.1

© まつチャレサポートデスク

【目的】

クラブ運営を持続的に行うための考え方の基本や情報・ケーススタディ等をまとめた資料の作成

【記載項目】

- 運営体制とクラブ運営の基本
- 広報・PR活動
- 運営マニュアルの作成
- 指導者・スタッフの育成
- リスクマネジメント
- 会費 など

本ハンドブックを基に
令和7年度中に研修・勉強会を
実施予定

運営体制とクラブ運営の基本



ケーススタディ

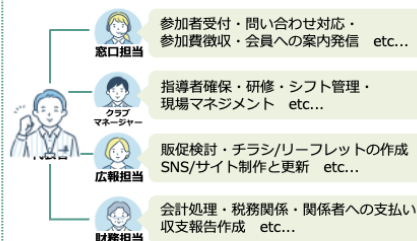


1名のみで運営しているクラブ



異なる業務を同時並行で行わなければならないため、業務が滞ったり、煩雑になったりと安定したクラブ運営を行うことが難しい状況となります。

運営体制を整備しているクラブ



業務担当を整理することで、円滑な情報処理や同時並行による業務推進ができるため、安定したクラブ運営を行うことができます。

© まつチャレサポートデスク

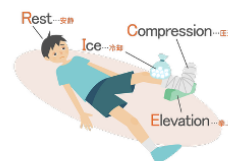
6

リスクマネジメント



クラブ運営における安全管理

活動時のケガ・事故等が発生した際に対応ができるよう、救急体制の整備や緊急連絡網（フロー）を整備しましょう。また、スポーツ安全保険制度への加入をはじめ、事故誘発要因のチェックと改善や安全管理マニュアルの策定も会員が安心して活動を行う環境を整える上では重要です。



！スポーツ事故対応ハンドブック

“スポーツ事故対応ハンドブック”には、令和2年にスポーツ庁が日本スポーツ振興センターへ委託して作成した、スポーツ活動中に事故が発生した時に的確な判断をするための対応フロー等がまとめられています。



※出典：スポーツ庁／日本スポーツ振興センター

© まつチャレサポートデスク

22

02 国の動向について

1. 検討状況

● 主な予定（令和7年5月 時点）

令和7年5月上旬～6月上旬	各自治体を対象とした「部活動改革の取組状況に関する調査」の実施 ※結果の公表は、夏頃を予定
令和7年7月～8月頃	「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム（仮称）」の開催
令和7年8月	令和8年度概算要求 ※あわせて、地域クラブ活動の定義・要件等や、受益者負担の金額の目安を提示することを予定 （事前に有識者による議論を実施）
令和7年冬頃	総合的なガイドラインの改訂（事前に有識者による議論及びパブリックコメントを実施）
その他	- 様々な手段による周知・広報 - 地域クラブ活動の創設・運営に関するガイドブック等の作成 - 学習指導要領の次期改訂に向けた検討等を実施

1. 検討状況

● 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（スポーツ庁・文化庁）

実施状況（令和7年9月30日時点）

第1回〔開催日時：令和7年6月30日（月）〕

第2回〔開催日時：令和7年7月14日（月）〕

第3回〔開催日時：令和7年7月28日（月）〕

第4回〔開催日時：令和7年8月7日（木）〕

第5回〔開催日時：令和7年9月17日（水）〕

第6回〔開催日時：令和7年9月26日（金）〕

スポーツ庁 ホームページ
QRコード →

趣旨

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめを踏まえ、部活動の地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する今後の具体的な方策等を検討するため、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議を設置する。

検討事項

1. 地域クラブ活動の要件及び認定方法について
2. 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について
3. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の見直しについて
4. その他

スケジュール

- 〔予定〕
- 6月30日（月）15:00～17:00：第1回
 - 7月、8月：3回程度開催
 - ・ 地域クラブ活動の要件、認定方法等について
 - ・ 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について 等
 - 9月以降
 - ・ 総合的なガイドラインの見直しなどについて 等

2.地域クラブ活動の要件及び認定方法について

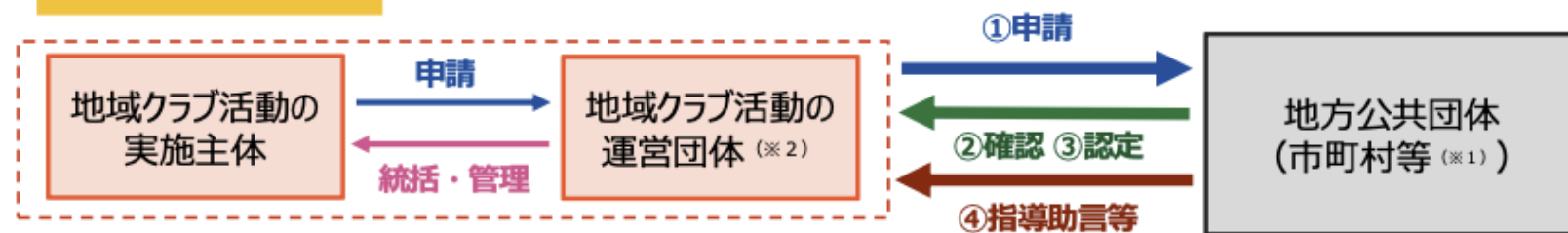
趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

（※1） **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

2.地域クラブ活動の要件及び認定方法について

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 ・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日（原則、休日に週1日以上休養日）を設定
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)
④指導体制	・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む） ・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 ・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・営利を主たる目的とせず運営 ・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市町村等による情報提供の促進 ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
 ③希望する教職員の兼職兼業 ④大会・コンクールへの円滑な参加 など

2.地域クラブ活動の要件及び認定方法について

● 認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の**運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等**に対し、**申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）**を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める**誓約書**において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された**申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う**。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定(以下「仮認定」という。以下同じ。)を行い、活動開始期、一定課間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする。

● 認定の有効期間

- **認定の有効課間は、最長3年間**（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効課間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効課間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

地域クラブ認定プロセス（イメージ）



2.地域クラブ活動の要件及び認定方法について

● 認定地域クラブ活動のメリット（想定）

市町村等による
情報提供

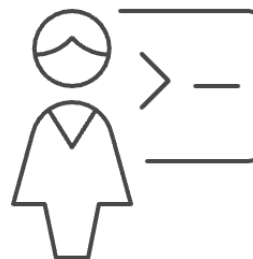
地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等。

1

地域クラブ活動
の運営等への
公的支援

受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援や学校施設等の優先的な利用。

2

教職員の
兼職兼業

地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象。

3

生徒の大会・コ
ンクールへの
円滑な参加

地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用。

4

3.地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について

調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定

【議論の経緯】

- **令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議**
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について
- **令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議**
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②
(地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議**
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③
(受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年9月17日 第5回 調査研究協力者会議**
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について④
(受益者負担の水準等に関する意見交換)

【今後の予定】

- **令和7年9月以降** | 調査研究協力者会議において更に議論を深める
- **令和7年秋～冬頃** | 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

4. 部活動指導員の配置

5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等

持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう



①～③を適切に組み合わせながら、対応していく必要

3.地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

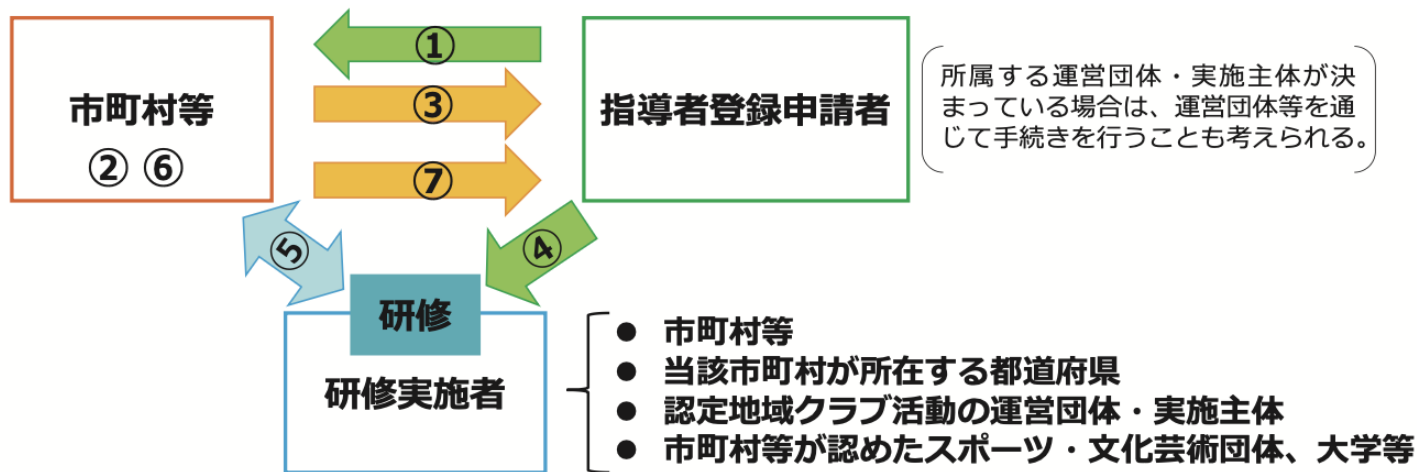
- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。

4. 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（たたき台）

● 登録条件および登録の流れ

目的

認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう指導者の登録や研修等に関する基準を示すもの。



① 登録申請書・誓約書（※）提出

（※）暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約

② 申請書・誓約書の確認及び要件確認（以下の者に該当しないこと）

- A) 物禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- B) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団或いは暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- C) 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

③ 研修受講案内

④ 研修受講

⑤ 研修受講報告・受講確認

⑥ 認定地域クラブ活動指導者として登録

⑦ 登録した旨の通知

4. 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（たたき台）

● 指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例（たたき台）

項目	指導者に求められる資質・能力	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
		中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きを活用することが考えられる。

5. 現行ガイドラインの改訂について

部活動改革に関する新たなガイドラインの名称及び全体構成（たたき台）

資料 3-1

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（仮称）

※ I～Ⅲは、実行会議の最終とりまとめ及び認定制度（案）をベースに記載（指導の質・安全確保等の主な論点については、今後、会議で議論を深めた上で記載）。IV及びVは、現行ガイドラインをベースとしつつ、IV 2の内容等を充実。VIは、現行ガイドライン策定時の通知で示された内容等を反映。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はⅡで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 認定の効果
 - (3) 認定制度の内容（要件・手続等） ※詳細は別冊
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い
※認定要件に準じて活動、休養日・活動時間等の遵守など

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 民間企業・大学・関係団体等との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移手段の確保
 - (5) 生徒の安全確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
（暴力・暴言・ハラスメント等の根絶やいじめ防止、事故防止等）
- 3 適切な休養日・活動時間の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- 5 学校部活動の地域連携等

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

更に議論を深めるべき主な論点（案）

- ① 都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の役割分担
- ② 指導者登録制度を中心とした指導の質・生徒の安全確保
- ③ 民間企業・大学・関係団体等との連携
- ④ 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等
- ⑤ その他

令和7年秋～冬頃

費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

令和7年冬頃

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の改訂

地域移行検討協議会資料
7. 10. 10
教育政策課

国が検討する「認定地域クラブ制度」等への対応について

1 認定地域クラブ制度の概要

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）の「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」において、現在、地域クラブ活動に関する認定制度の導入が議論されています。これは、市町村等が国の定める要件に基づきクラブを審査・認定する仕組みであり、従来の学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させることを目的としています。

(1) 認定要件（7つの柱）

- ア 教育的意義：学校部活動が担ってきた教育的機能を継承・発展させること
- イ 活動時間と休養日：国のガイドラインに沿った活動時間・休養日（週2日休養日、平日2時間・休日3時間程度）
- ウ 低廉な参加費：必要最小限の範囲で、可能な限り低廉な設定
- エ 指導体制：登録制とし、研修を受けた複数の指導者が関与すること
- オ 安全確保：事故防止・緊急対応体制、保険加入の徹底
- カ 運営体制：規約・会計の透明性・非営利性の確保
- キ 学校との連携：活動方針やスケジュールの共有、情報連携

(2) 手続きと運用

- ア 運営団体が申請書・活動計画・規約・誓約書を提出し、市町村が審査（必要に応じヒアリング・現地確認）
- イ 認定は最長3年間有効（更新制）
- ウ 違反や要件欠如の場合は認定を取り消し

(3) 認定の効果（クラブ側のメリット）

- ア 公的支援（補助金、学校施設・公共施設の優先利用、備品の活用など）
- イ 教員の兼職兼業が可能となる
- ウ 大会・コンクールへの参加が円滑に進む
- エ 「認定クラブ」として保護者や地域に安心感を与える

※一方で、市町村には定期的な報告徴収や現地確認、必要に応じた処分などの監督責任が求められる仕組みとなっています

2 松本市の現状 －「まつチャレ」の仕組み

松本市では、国のガイドラインに沿った活動を行う市内のクラブ活動を「まつチャレ」と総称しています。

(1) 届出制度の仕組み

- ア クラブは規約・方針・活動計画を整備した上で、市に届出を行う。
- イ 市は届出クラブを一覧化して公表し、参加希望者に情報を提供する。
- ウ これにより透明性と信頼性を確保しつつ、活動の主体性はクラブに委ねる仕組み。

(2) 届出方式を採用した理由

ア 責任問題の所在

認定制では事故や不祥事が起きた際、認定者が責任を問われる可能性がある。

イ 監督義務の所在

認定した場合、要件を維持させるため、認定者が定期監査・処分を行う義務が発生する。

ウ 自治体負担の抑制

令和9年度までに、市内に約140クラブが成立すると仮定した場合、すべてを定期的に訪問・チェックするのは現実的ではない。

エ クラブ設立のハードル緩和

認定要件を厳しくすると、それ自体が設立の障壁となり、新たな地域クラブの立ち上げが難しくなる懸念がある。

以上の理由から、市は「認定」ではなく「届出」を選択し、各クラブが自らの責任において管理・運営を行う仕組みを採用しています。

3 両制度の比較

国の認定制度と松本市の届出制度を整理すると、次のような違いがあります。

	国の認定制度	松本市の届出制度
役割	クラブの質・安全性を公的に担保	規約・計画を備えたクラブを公表し透明性を確保
監督	市町村に監督責任と業務負担が発生	行政に頼らずクラブが主体的に運用
保護者・地域の認識	安心感が高い	「認定されていない＝質が低い」と誤認される可能性

※「自治体認定学習塾」と「学習塾届出一覧」の関係に例えると、前者は安心感がある一方で責任が重く、後者は自主性を尊重し情報提供にとどまる仕組みです。

4 今後の検討課題

国の制度導入を見据え、松本市として検討すべき課題は以下の通りです。

ア 国の認定制度と市の届出制度をどのように整合させるか（例：届出クラブであっても、国認定を受けられる仕組み）。

イ 指導者の研修・登録制度について、国の認定要件と「まつチャレ届出制度」との関係をどう整理するか。

ウ 認定クラブと非認定クラブの扱いについて、保護者・地域からの誤解を避けるために、どのように周知していくか。

エ 公的支援（補助金や施設利用優先など）を届出クラブと認定クラブの双方でどう整理するか。

5 松本市の基本的立場（案）

松本市としては、基本的に「届出方式」を継続し、行政ではなく各クラブが主体となって団体の質を維持することが適切と考えています。そのうえで、国の制度が導入された場合には、届出クラブが必要に応じて国認定を受けられる仕組みを用意しつつ、市独自の届出制度を継続していく方向性が望ましいと考えます。また、保護者や地域に対しては「認定されていない＝質が劣る」という誤解を招かないよう、届出制度の趣旨を丁寧に周知していく必要があります。

地域移行検討協議会資料
7. 10. 10
教育政策課

まつチャレフェスタ！2025 開催結果報告

1 趣旨

9月23日に信州スカイパーク体育館で開催した「まつチャレフェスタ！2025」の開催結果について報告するものです。

2 開催の経緯

本市では、令和6年9月より「まつチャレ」構想をスタートしました。これは、国のガイドラインに沿って活動する市内の団体を可視化・支援していくものであり、地域クラブへの参加を促進するための土台整備の一環として始まりました。

まつチャレ団体設立後に参加者の募集や周知の方法について多くの相談が寄せられ、これまでのチラシ配布や口コミには限界があることが明らかになってきました。部活動が地域に展開していく中で、これまで学校が行なってきた「部活動説明会」や「文化祭」といった周知の機会が失われていくことも大きな課題と捉え、地域クラブを一堂に会した体験型イベントの必要性が高まりました。

3 準備と開催までの道のり

令和7年度当初、委託業者との打ち合わせにおいて事業提案の1つとして「まつチャレフェスタ！」の企画を提示しました。その後、県教育委員会の事業「バイキング体験会」とのタイアップが可能となり、県と協力してイベントの実施を進めることとなりました。

具体的な開催日や会場を決定し、メインアリーナ・サブアリーナを活用したスポーツ・文化活動の体験ブースを中心とした構成で計画が進行しました。

7月には会場の視察・経費算出を行い、県教育委員会との共同で運営体制を構築。8月には参加団体やキッチンカーの協力を募り、回遊性向上のためのスタンプラリーや、ご当地キャラクター（あるくま・アルプちゃん）による来場促進策も取り入れました。

最終的なプログラムは9月上旬に確定し、チラシは開催1週間前に完成。校務支援システムによる全小中学校へのデータ配信と、紙媒体での配布を5・6年生および中学1・2年生を対象に実施しました。

4 開催概要と実績

開催日：令和7年9月23日（火・祝）

10：00～15：00

会場：信州スカイパーク体育館（松本市神林5300）

来場者数：約800名（保護者・関係者含む）

事務局スタッフ数：44名（県教育委員会、松本大学、スポーツデータバンクを含む）

体験・発表：まつチャレ／11団体、競技団体／7団体、その他の団体／7団体

講演・セミナー参加者：

・地域クラブ運営セミナー「ゼロから始める！地域クラブづくりの実践と未来」

（講師：宮城亮氏）… 15名

・特別講演会「オリンピックで学んだ折れない心の作り方」

（講師：田中雅美氏）… 50名

主催：松本市・松本市教育委員会

共催：長野県教育委員会

協力：株式会社アルペン、一般社団法人松本青年会議所、松本大学

5 参加者・関係者からの声（アンケートから）

(1) 成果と好意的な評価

ア 子どもたちが初めての種目にも挑戦し、笑顔で体験を楽しむ姿が多数見られた。

イ 保護者からは「子どもにさまざまな活動を体験させることができて良かった」「地域クラブの存在を初めて知った」といった声が多く寄せられました。

ウ 指導者と直接会話できたことで、活動内容への理解や信頼感が深まったとの意見もありました。

(2) 運営面の課題

ア 来場者数が想定を上回り、駐車場不足・案内表示の不十分さ・スタッフ不足などの課題が明らかとなりました。

イ 中学生の来場が少なかったことは今後の広報や対象設定の見直しを要する点です。

ウ 参加者からは「展示・案内が少なく、何を体験できるか分かりにくかった」との声も複数寄せられました。

(3) 改善点・要望

ア 種目数の拡充や、年齢層に応じた体験設計への要望

イ より分かりやすい資料や掲示への工夫の必要性

ウ 送迎・費用・活動場所に関する不安への配慮が求められており、今後の検討課題となります。

6 総括と今後に向けて

「まつチャレフェスタ！2025」は、地域クラブの魅力を広く市民に発信し、部活動の地域展開に対する理解を深める貴重な第一歩となりました。

一方で、当日は別会場で複数の大会が開催されていたため、駐車場の不足が発生し、遠方の駐車場から徒歩で来場された方も多く見受けられました。また、文化系団体の参加が少なかったことや、セミナー・講演会と体験イベントを同時進行で実施したことにより、セミナー・講演会の来場者数が減少する結果となった点も、今後の課題として挙げられます。

次回は、こうした課題を踏まえ、より多くの方が安心して参加できるイベントを目指し、引き続き、地域クラブの活性化と定着に向けた取り組みの一環として、本イベントの継続的な実施を検討していきます。

地域移行検討協議会資料
7. 10. 10
教育政策課

これからの美術活動に関するアンケート調査結果報告

1 調査の目的

本年度、部活動加入者数で第2位となっている美術部について、現在中学校で美術部に所属している生徒を対象に、活動継続の意向や希望する活動スタイル等を把握する目的で、アンケート調査を実施したため、その結果について報告するものです。

2 調査方法及び対象等

(1) 調査方法

ア 電子申請フォームによりアンケートを作成し、各校へQRコードを配布

イ 生徒は1人1台端末を用いて回答

(2) 調査対象者

市内中学校 美術部所属生徒

(3) 調査期間

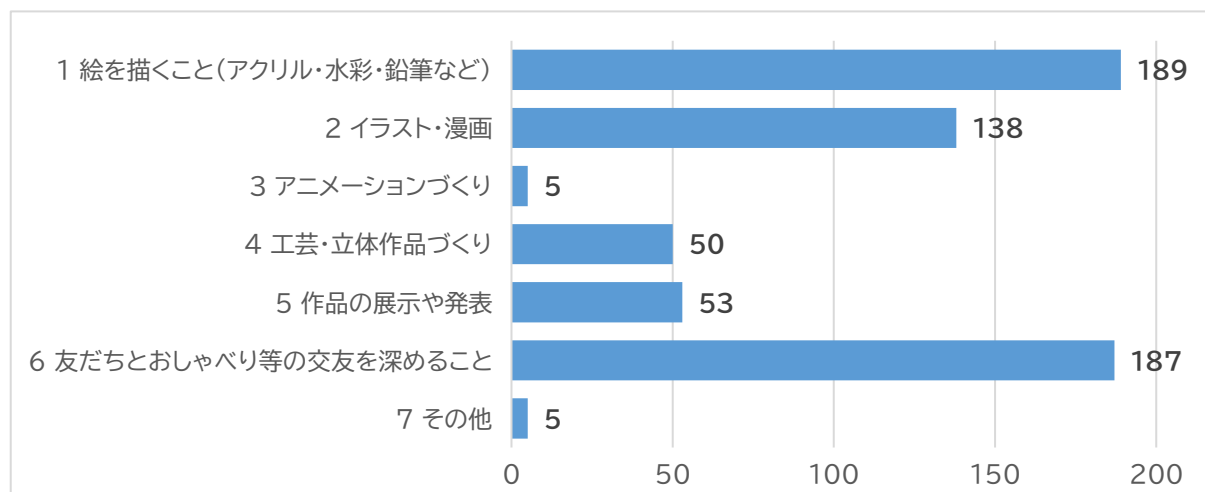
令和7年9月1日(月)～令和7年9月26日(金)

3 回答状況

種別	対象者数	回答者数	回収率
中学校1年生	177	91	51.4%
中学校2年生	168	94	55.9%
中学校3年生	138	48	34.7%
学年未回答	-	2	-
計	483	235	48.6%

4 調査結果

【質問1】あなたは現在、美術部でどのような活動を楽しんでいますか？（複数選択可）



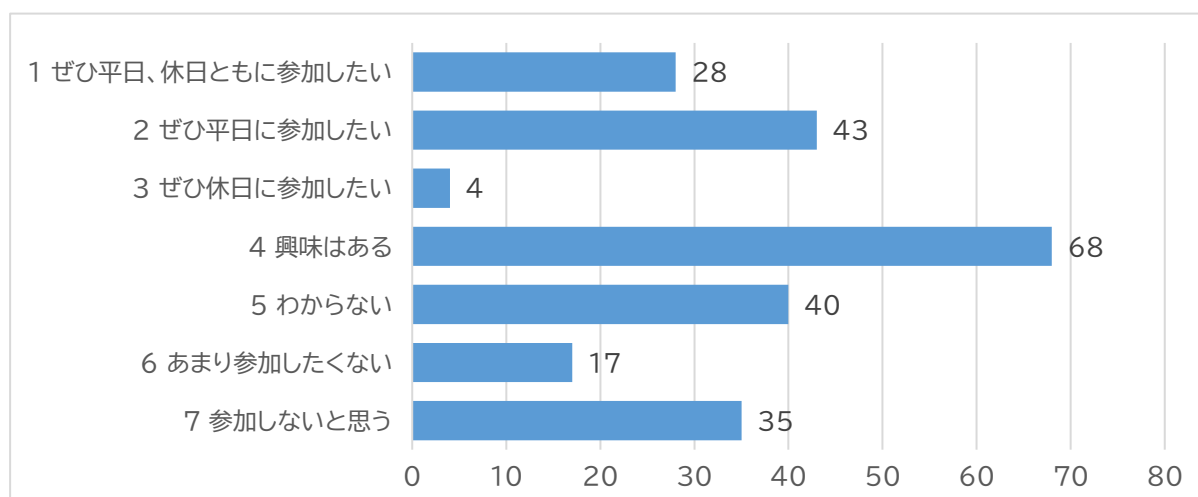
【質問2】その他の内容について記載してください（自由記述）

- ・ジオラマづくり
- ・ステージバック制作
- ・イラスト・デッサン・絵具等をひたすら練習

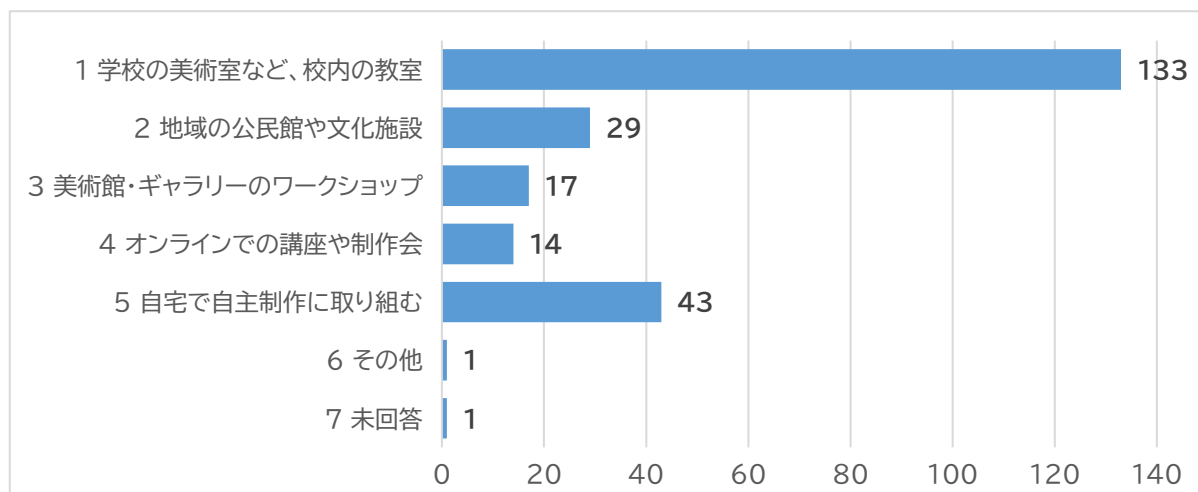
【質問3】美術部で好きな時間、楽しいと感じるのはどんなときですか？（自由記述）

- ・絵を描いたり友達と絵の話をしたりすること
- ・部員全員でステージバックに取り組んだり、おしゃべりしながら好きな絵を描く時が楽しい
- ・イラストを書いている時に友達からアドバイスやアイデアをもらって、イラストが『上達しているな』と感じた時
- ・学校に行きたくないときでも、美術部があるから行こうと思えた。美術部は自分の居場所だと思う
- ・色塗りをしていて光や影がうまく表現できたときや、技術を向上させるために考えながら制作しているとき

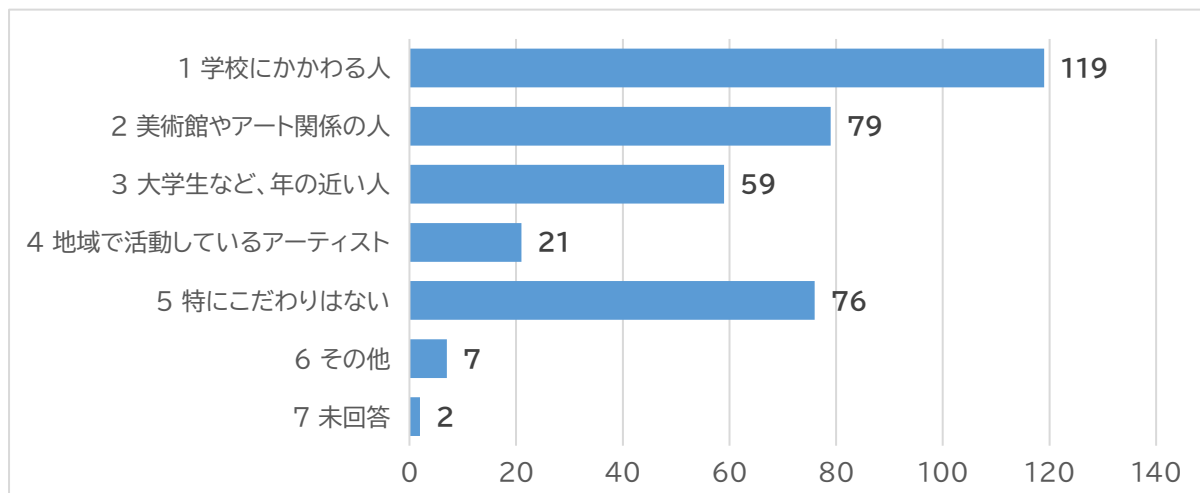
【質問4】今後、美術部の活動が「地域クラブ」などの形で平日や休日に続けられるとしたら、参加したいと思いますか？（ひとつ選択）



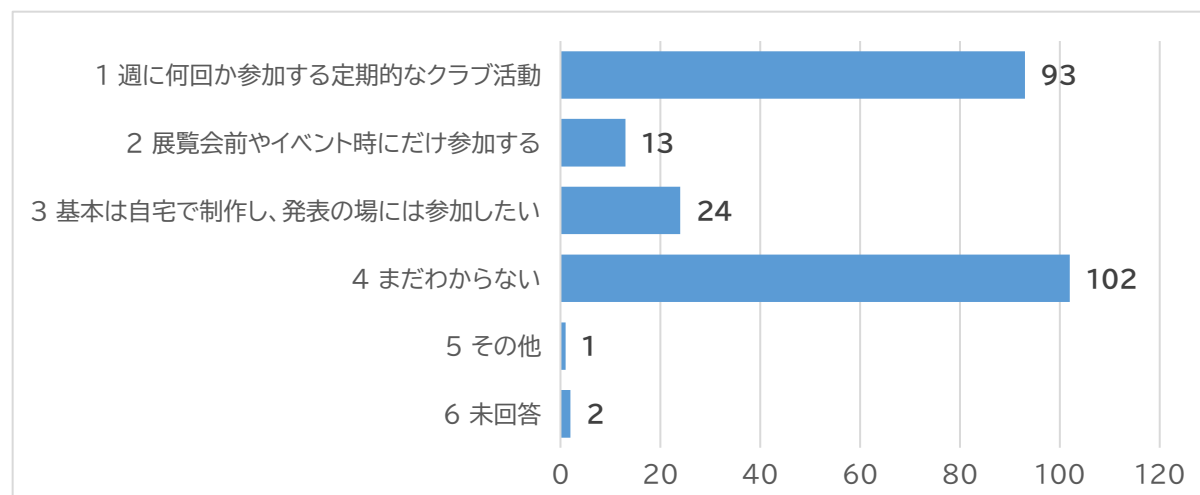
【質問5】どんな場所・スタイルで活動できたらうれしいですか？（複数選択可）



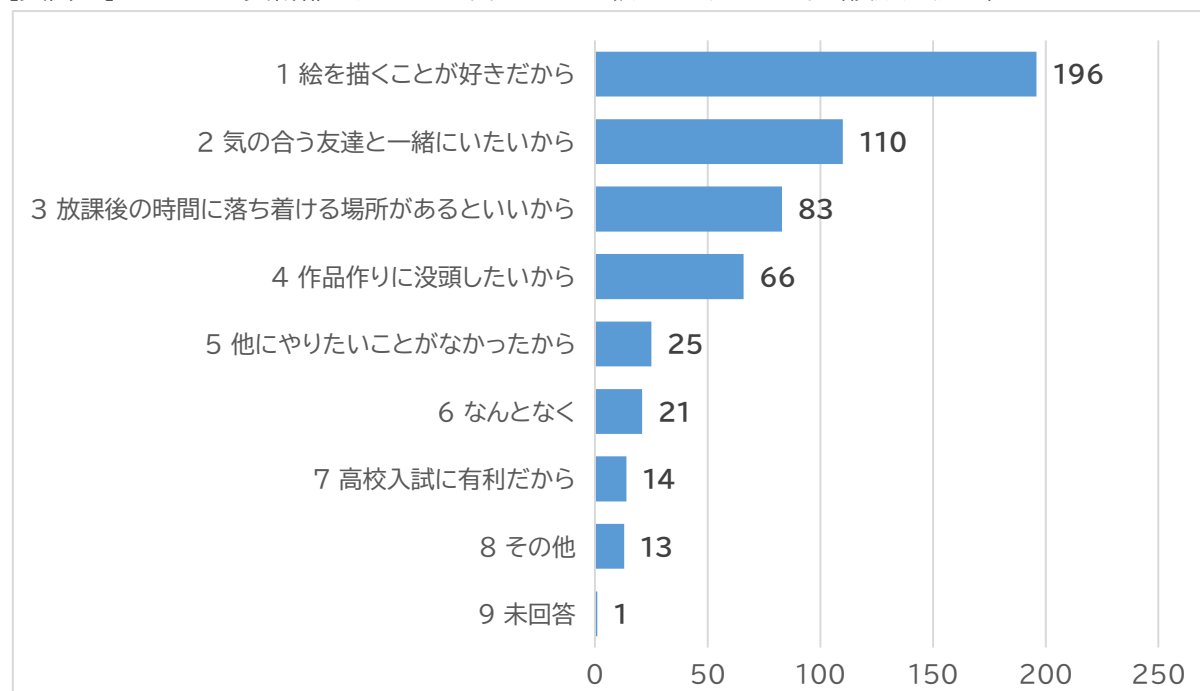
【質問6】指導するのはどんな人が良いですか？（複数選択可）



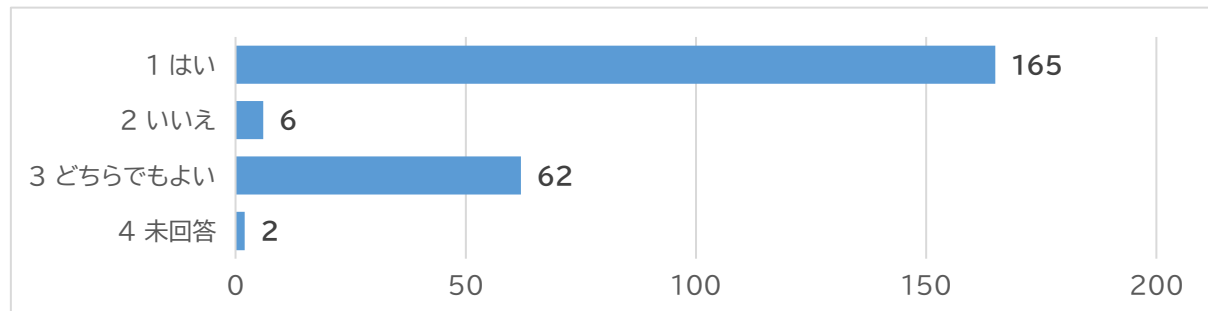
【質問7】地域クラブでの活動には、どのような関わり方が自分に合っていると思いますか？（ひとつ選択）



【質問8】あなたが美術部を選んだ理由について教えてください。（複数選択可）



【質問 9】 今後も美術の活動を継続したいですか？（ひとつ選択）



【質問 10】 地域クラブで活動するにあたって、不安なこと・心配なことがあれば教えてください。

- ・身近な場所で行なってほしい
- ・知らない人と一緒だと怖い
- ・今までのメンバーと離れるのが嫌
- ・今のよう自由に活動できなくなるかもしれないこと
- ・今のようゆっくりできなくなるのでは
- ・自由に創作できなくなるのが心配
- ・塾や習い事と重なるかもしれない
- ・何時から何時までかが気になる
- ・休日に多くなると大変
- ・どんな人が指導するのかが心配
- ・イラストや漫画に理解がある人がいい
- ・ステージバック制作など、今までの活動がなくなるかも

【質問 11】 こういう活動ができたらいいな、と思うことがあれば自由に書いてください。

- ・今までのよう自由に楽しく活動したい
- ・のんびり自由に楽しく活動できたらいい
- ・ゆるい感じで活動出来たらいい
- ・デジタルアートやアニメーションに挑戦したい
- ・文化祭のステージバック制作など、今までの活動を続けたい
- ・みんなで一つの作品を創る活動をしたい
- ・お互いにアドバイスをし合いながら成長できる場にしたい
- ・みんなと作品を見合って互いにアドバイスなどをしあう
- ・講座やワークショップのような活動をしてみたい
- ・月に一回絵の描き方についての講座などを開いてほしい
- ・自由制作ばかりではなく、定期的に講座（デッサン、絵画、デザインなど）を受けたい
- ・美術館や博物館に行く活動がしたい
- ・漫画やアニメキャラを描く活動をやりたい
- ・自分の学校だけでなく、ほかの学校の人たちの作品も見ることがあったらいいな
- ・立体作品やネイルアートなど、多様な表現ができる活動にしたい

5 今後の進め方

今回のアンケート結果から、生徒たちが美術活動を通じて「自分の居場所」や「自由に創作できる時間」を大切にしていることが明らかとなりました。こうしたニーズを尊重するため、今後は以下の取組みを進めていきます。

(1) 放課後時間の活用

放課後の時間に、子どもたちが安心して創作活動に向かえる環境を確保することを、各学校で検討する方向で調整します。特に、学習やクラブ活動と両立できるよう、柔軟な時間設定を含め、校長会等で協議していきます。

(2) 先行事例の参考

具体的な検討にあたっては、新潟市立白新中学校の「放課後デザイナー活動」や、京都市における多様な放課後活動の取組みを参考にしながら、本市にふさわしい実施モデルを構築します。

(3) 地域資源の活用

美術館や文化施設、地域アーティストとの連携も視野に入れ、子どもたちがより多様な表現活動に触れられる機会を確保していきます。

【参考】●新潟市立白新中学校の「放課後デザイナー活動」

校内でのスポーツ、文化活動の目的は 「レクリエーション」

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	5 時間目				
	6 時間目		帰りの会	6 時間目	
15:45	帰りの会	清掃	専門 委員会 等	帰りの会	清掃
16:05	放課後 デザイナー 活動	帰りの会		放課後 デザイナー 活動	帰りの会
16:45					

☐ 活動は週 2 回／ 1 回 1 時間程度

☐ 自分がしたい活動を企画・選択し、活動します。

☐ 参加はもちろん希望制です。費用もかかりません。

☐ 中体連の大会には参加しません。

☐ 将来的には、地域の方々と各世代にわたる交流がうまれる活動をイメージしています。

●京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（令和7年7月策定）

「放課後活動」の実施 【想定時間】平日授業終了後 15:30(16:00)～17:00

- ☐ 生徒の放課後の選択肢をさらに広げるため、平日完全下校の時刻まで、市立中学校に学校内での活動の場を確保する
- ☐ 「放課後活動」は学校管理内で実施、活動内容は生徒が学校とともに主体的に考えて取り組むことが基本
- ☐ 生徒が仲間とともに自分たちで取組みを企画したり、時期に応じて活動内容を変えたりすることを想定
- ☐ 教職員は、従来の学校部活動の顧問のような指導者ではなく、安全面での指導、生徒からの相談等、教育的な面から必要に応じて支援
- ☐ 生徒の費用負担は原則なし

平日の地域クラブ※活動参加に伴う自転車の利用について

※ここで言う「地域クラブ」とは、まつチャレに限らず、その他の団体も含めた広い意味での地域クラブを指します。

1 趣旨

部活動の地域展開により、今後は平日に学校外のクラブ活動へ参加する生徒の増加が見込まれ、自宅から離れた地域クラブに通うことも想定されることから、移動時間の短縮と実際の活動時間を確保するため、各学校における自転車利用を推進することについて報告するものです。

2 基本的な考え方

これまで、学校外のクラブ活動への参加は、一旦自宅に戻ってから自転車で移動するか、保護者の送迎が中心でした。しかし、部活動の地域展開に伴い、移動手段や送迎の負担に関する懸念の声が寄せられています。

一部の自治体※¹では、地域展開に伴い送迎用のバスやタクシーの運行を実施した例もありますが、本市では、活動場所が広域で活動時間も多様であることから、現時点で公的な送迎支援等は困難と考え、自転車の利用を推進するものです。

自転車通学の要件は学校ごとに異なるため、最終的には学校の判断に委ねるものとしますが、安全確保や責任分担の課題があることから、一定の条件を設けて運用を開始します。

3 自転車利用の方針（案）

(1) 基本方針

ア 現状の自転車通学の許可に加え、地域クラブへの参加を希望する生徒に限り、一定の条件を満たす場合は自転車の利用を認めるものとします。

イ 安全確保を最優先とし、ヘルメット着用・保険への加入を必須とします。

ウ 危険箇所の通行方法や駐輪方法についても、具体的に規定するものとします。

(2) 責任の範囲

ア 学校から地域クラブ、地域クラブから自宅までの移動中の事故については、地域クラブ団体が加入するスポーツ安全保険で補償されます※²。

イ 他者に損害を与えた場合（対人・対物事故等）に備え、自転車保険等（対人・対物賠償責任を含むもの）への加入を必須とします。

ウ 自転車やヘルメット等の管理は生徒・保護者の責任とし、学校・地域クラブは適切な指導・周知を行う立場とします。

エ 朝の通学時の事故は、登校中の事故に該当するため、学校が加入する日本スポーツ振興センター災害共済が適用されます。

(3) 利用条件

ア 整備済みで防犯登録された自転車を使用し、交通ルール・マナーを遵守すること。

イ 運転時は必ずヘルメットを着用し、自転車安全保険に加入していること。

ウ 急坂や人通りの多い場所では自転車を押して歩くこと。

エ 駐輪は学校指定の駐輪場を使用し、必ず施錠すること。

オ 自転車・ヘルメット・鍵等の管理は個人の責任とすること。

カ 利用は、下校後に直接学校外の活動場所へ移動する必要がある場合に限り、通常の下校で活動開始に間に合わない場合とする。

キ 学校発行の申請受理番号シールを車体の見やすい場所に貼付すること。

(4) 利用手続き

利用希望者は所定の申請書（別添のとおり）を学校に提出し、学校による確認・承認を経た後に利用を開始できることとします。

4 今後の予定

自転車利用要件の緩和により、駐輪場所が不足となるケースも考えられますが、まずは利用状況を見て、必要に応じて駐輪場の拡充について検討していきます。

※1 長野県下では以下のような事例があります。

自治体名	実施内容
長野市	令和6年度、介護事業者の車両を空き時間に活用した送迎支援を実施。ただし、利用者が数人程度であったことや、協賛する介護事業者が増えなかったことから、本年度は実施していない。
千曲市・坂城町	令和5年度、学校間をつなぐ循環バスとタクシーの運行を実施したが、利用者が想定より少なく、短期間で終了している。

※2 スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会が運営）では、補償の対象となる範囲について以下のように定められています。

対象範囲	「団体活動中」および「その往復中の事故」も補償の対象。 → したがって、団体が主催するクラブ活動に参加するための往復途中の事故は、原則として補償対象。
注意点	・ 事故が「団体活動への往復」であることが明確である必要がある。 ・ 保険の加入団体がスポーツ安全保険に加入していることが前提 ・ 通学や私用外出など、活動と無関係な移動は対象外 ・ 自転車事故の場合は、相手方への賠償責任が発生することもあるため、「賠償責任補償」として、自転車安全保険への加入も必要 ・ 加入団体の契約内容によっては、集合場所から活動場所までの「公式な移動経路・時間」に限る場合があるため、事前に保険証書や約款で「通学・通所中の事故」が補償対象か確認する必要がある。

【参考】各種保険の補償内容

種 類	スポーツ安全保険	自転車保険	長野県民交通災害共済
年会費	800 円	2,000 円～3,000 円	松本市に住民登録のある中学3年生までの子どもは市が会費を負担し全員加入（加入手続き不要）
対 象	スポーツ活動中の事故やケガ	自転車による事故で相手を死亡またはケガをさせた場合	自転車による衝突、転落、接触等の交通事故（歩行中の単独事故は対象外）
内 容	ケガの治療費、入院・通院補償、死亡見舞金、賠償責任補償	個人賠償責任（対人・対物）	共済見舞金（死亡・障害・入院・通院）
備 考	学校やクラブ活動で一般的に利用される保険	すでに個人賠償責任保険に加入している可能性もあり（クレジット付帯）	加入証書等は発行されず、市が一括で加入手続きを実施

【様式】※本様式はサンプルであり、学校によって自転車利用の許可要件や利用条件が異なるため、申請書作成の参考にさせていただきようお願いいたします。

平日の地域クラブ※活動参加に伴う自転車の利用申請書

※ここで言う「地域クラブ」とは、まつチャレに限らず、その他の団体も含めた広い意味での地域クラブを指します。

令和 年 月 日

【生徒氏名】

松本市 中学校

【保護者氏名】（自署でお願いします）

年 組 氏 名

氏 名

以下のとおり、平日の自転車利用について申請します。

○ 所属クラブ名

○ 自転車を利用する日の活動場所

※活動場所が複数ある場合は

すべて記入する。

○ 自転車を利用する日の活動開始時刻 午後 時 分

なお、利用にあたっては以下のことを守ります。

【利用の条件】

- (1) 整備されて安全が保障され、防犯登録がある自転車を利用し、交通ルールやマナーを守ること。
- (2) 運転に際してはヘルメットを必ず着用するとともに、自転車保険に加入していること。
- (3) 校地内、学校敷地外の坂道をはじめ、急坂等の危険な場所や歩道が狭く人通りが多い場所等は自転車をひいて歩くこと。
- (4) 駐輪は学校指定の駐輪場を利用し、施錠を確実に行うこと。
- (5) 自転車及びヘルメットや鍵の管理は個人の責任で行うこと。
- (6) 利用は平日のクラブ活動が本校以外の場所であり、下校後に直接移動する必要がある場合のみとすること。（例えば、活動開始時刻が遅かったり、活動場所が下校の通学路上にあたりする等、通常の下校で活動に間に合う場合は利用しないこと）。
- (7) 申請受理番号が記載されたシールを車体の分かりやすい場所に貼りつけること。
- (8) 活動場所の変更・クラブ脱退の場合は、すみやかに報告すること。

【同意事項】※該当する場合は、チェックをお願いいたします。

- ☐ 所属する地域クラブのスポーツ安全保険加入を確認しています。自転車保険にも加入しています。
- ☐ 学校と地域クラブ間、または地域クラブと自宅間の移動中に事故が発生した場合は、学校が加入する日本スポーツ振興センター災害共済の対象外となることを理解し、地域クラブ活動への自転車利用については保護者の責任により判断・管理することに同意します。

<学校使用欄>

上記のことについて確認し、承認するものとします。

なお、申請受理番号は です。

担 任	生徒指導	教 頭	校 長